

# パチンコホール企業の リスク管理



## 社会保険事務所の 総合調査とは!!

～甘く見ているととんでもないことに～

### パチンコホール企業に 社会保険事務所の総合調査!

最近、社会保険事務所の総合調査が入ったという話しをよく聞きます。初めての体験でびっくりしたという企業もありました。年金の免除問題などで世間の激しい批判を受けている社会保険事務所ですが、この調査を甘く考えているととんでもないこととなります。健康保険料・厚生年金保険料の未払いとして2年間にさかのぼって支払うように指摘されることもあるのです。

### 社会保険事務所とは

社会保険事務所は健康保険および年金保険（厚生年金、国民年金）の業務を行っている役所です。昨今、悪化する財政事情や社会保険事務所の解体論議などもあり、保険料の徴収強化はこれからさらに進むことが予測されます。パチンコホール企業で社員数が100名以上の場合はいつ総合調査の呼び出しがあっても不思議ではありません。顧問の社労士に事前対策を相談しておきましょう。

### 社会保険事務所が 未加入事業所への対応を強化

社会保険事務所は、平成17年3月に、未適用事業所に対する適用強化を全国の社会保険事務局に通知しました。これは、健康保険および厚生年金保険の加入義務があるにもかかわらず届出がない一定規模以上の事業所に重点的な加入指導を行う、さらに、加入しない場合には、「職権による適用」を行うという内容です。特に留意すべき点は、雇用保険の適用データにより対象事業場が厳格に選定されることや、平成17年度において

### 社会保険事務所の 総合調査とは

総合調査は、各社会保険事務所の社会保険調査官が調査を担当します。社会保険事務所から呼び出しのはがきがきて、指定された日時に調査を受けます。調査に必要な書類は各事業主（会社）が持参します。もし、総合調査で手続もれなどがあると調査会場で手続をしなければならぬこともあります。総合調査で調査されることは、下記のようなことです。

- 月額変更届の提出もれ
- 社員の加入時期を遅らせていないかどうか
- 長時間パートタイマーの加入もれがないかどうか
- 傷病手当金の不正受給をしていないかどうか
- 60歳以上65歳未満の社員で、長時間勤務をしていないが社会保険に加入せず、年金を不正受給していないかどうか
- 賞与等支払届けの提出もれがないか

### パチンコホール企業で 間違いない指摘されること

標準報酬月額算定基礎届けの内容のチェックなど

上記のような総合調査があるとパチンコホール企業では間違いなくパートタイマーの未加入の指摘があるはずです。パートタイマーでも、1日または1週の労働時間が社員のおおむね4分の3以上で、月の出勤日数も社員の4分の3以上ならば加入させないなりません。具体的な基準として、1日の労働時間が8時間以上かつ月の出勤日数が16日以上ならば加入させることとなります。パートタイマーは正社員と違って社会保険に加入させなくても良いと勘違いしている経営管理職が多いのですが、上記の基準を超えると強制加入となります。本人が加入したくないという意思表示があったとしても関係ありません。

社会保険事務所の総合調査で、未加入が発見された場合は最大で過去2年分にさかのぼって社会保険料を徴収される可能性があります。これを発見するために、この総合調査では、賃金台帳、タイムカード、労働者名簿、就業規則など念入りに調査されます。中には調査がいやなのでタイムカードを隠す会社もあるようですが、これは悪質だとして厳しい罰則が与えられます。

### さらに怖い会計検査院の調査

会計検査院の仕事は役所が行った仕事を調査することです。役所が行った仕事すなわち民間会社の社会保険料の徴収などの仕事も法令どおりに行われているかどうかを調べるようになります。この会計検査院の検査は厳しいので有名です。

### 会計検査院の調査例

また、この会計検査院の検査は業界を狙い撃ちする形で行われているようです。数年前までは労働者派遣業界が狙われて数十億円が徴収されました。小売、飲食業界が狙われていた時期があるそうです。上場申請などとするような企業が出てきたことで、一般マスコミでも騒がれるようになったパチンコ業界が狙われる時期がもしあれば、

また、健康保険や厚生年金を正社員として採用した者の試用期間が終了してから加入させているパチンコホール企業は、それを間違いなく指摘されます。社会保険は採用したら5日以内に加入の届出を出すのが原則なので、試用期間の3ヶ月が過ぎてから加入させていた場合はその3ヶ月分の社会保険料を支払うこと調査で指摘されます。試用期間中でも法律では加入させないとなります。それから、年金は60歳過ぎるともらえる人がいます。ところが厚生年金に加入している会社に勤務していると年金が減額されることがあります。それを防ぐために勤務していても社会保険に加入していないというケースが不正として発見されることがあります。本人から入りたくないという意思表示があったとしても、パートアルバイトと同じように正社員の概ね4分の3以上勤務させていると加入させなければなりません。パチンコホール

### 企業のリスク管理とは

企業ではスカウトした管理職や経営者でこれに該当する人がいるかもしれません。

パチンコホール業界では機械の撤去の問題などで生き残りかけた戦いが今年から来年に激しくなります。営業のことで頭が一杯でしょう。そのようなときに会社としての土台ができていた企業であれば営業に集中できます。ところが、悪いときには悪いことが重なるもので、営業で頭が痛いこの時期に社会保険事務所の調査や会計検査院の調査が入ることがあるのです。

このようなことを防ぐ対策は法律を知っておくことです。全部の法律を知るのは不可能なので分からないときは専門家に聞くルートを開拓しておくことです。お金の問題は顧問税理士さんに聞くことができます。そして人の問題は顧問社会保険労務士に聞けばアドバイスしてくれます。

社会保険労務士である私の専門は社会保険や労働保険などの労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所に係る法律です。法律では労働基準法・労働者安全衛生法・労働者災害補償保険法・雇用保険法・労働保険徴収法・健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法などの専門家です。人に係わる法律の専門家と言えるでしょう。

最近、パチンコホール企業を対象にメールアドバイザリー顧問制度を始めたところ大変に好評です。パチンコ業界のことを良く知っているのでアドバイスが的確で早いという評判です。詳しくはホームページに記載してあるのでご覧になってください。今回のようなことを含めて人に関する問題をどのようなことでも御相談できます。